

令和3年4月14日

保護者の皆様へ

丸森町立小斎小学校  
校長 佐々木 裕

新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業等の取扱いについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校運営に対しまして御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新年度が始まりましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染症の状況を踏まえ、学校の臨時休業等に関する取扱いについて、改めてお知らせしますので御理解と御協力をお願いいたします。

1 臨時休業について

児童や教職員に陽性者が出た場合	保健所の指導のもと、丸森町新型コロナウイルス感染症対策本部と協議の上、必要な期間を臨時休業とします。
-----------------	--

2 出席停止について

生徒・家族の状況	出席停止の期間
① 児童が感染した場合	治癒したと診断されるまで
② 児童が濃厚接触者にあたる場合	保健所の指導のもと、必要な期間 (およそ2週間)
③ 児童・同居家族が感染の疑いのため、PCR検査を受ける場合	検査結果（陰性の場合）が出るまで その後は、保健所等の指示・指導による
④同居家族がPCR検査を受け、結果が陽性の場合	②と同様
⑤発熱やかぜ症状のある場合（37℃以上の熱がある場合）、その他疑わしい症状がある場合	治癒するまで

3 その他（お願い）

- 児童在校時に、新型コロナウイルス感染症の疑い等の報告が入った場合は、児童を下校させる場合があります。
- 出席停止の際は、不要不急の外出を避けるようお願いいたします。
- 御家族が感染したり、PCR検査を受けたりした場合は、速やかに学校に御連絡ください（休日は役場に御連絡ください）。
- 感染予防のため、引き続き「新しい生活様式」の実践に努めていただくようお願いします。
- 感染者が出た際に、心ない噂や感染者探し、いじめともとれる誹謗中傷が大きな問題になっています。是非、御家族みなさんで落ち着いた対応で見守っていただくようお願いします。
- 判断に迷ったときは、早めに学校へ問合せください（休日は役場にお問い合わせください）。

※ なお、この内容は学校間の扱いに違いが生じないよう兄弟姉妹がいる丸森中に準じて作成しております。